

香川県コロナ非常事態宣言に伴う集中対策（概要）

○ 香川県対処方針の対策期を「緊急事態対策期」に移行

対象期間 5月9日（日）～31日（月）

○ 県民への要請

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- ・ 営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請

○ 事業者への要請

- ・ 飲食店に対する営業時間短縮の期間延長・強化

下記対象期間を通じてご協力いただいた飲食店に前回と同様、売上高に応じて協力金をお支払い。これに加え、支給額の1割を県独自に支援。

地 域 全県域

期 間 5月12日（水）～31日（月）

時 間 午前5時から午後8時までとすること

酒類提供は午後7時までとすること

感染防止対策の徹底を呼びかける巡回とあわせて、時短要請対象店舗の理解のもと、検査容器を配布し、当該店舗の従業員を対象に実施するPCR検査を促進（申込期間：5月12日（水）～31日（月））

- ・ 介護施設等の設置者に対して、当該施設従事者を対象に実施する一斉PCR検査の受検について協力の再要請（申込期間：5月17日（月）～28日（金））
- ・ 高齢者のいる障害者施設等の設置者に対して、当該施設従事者を対象に実施する一斉PCR検査の受検について協力の再要請（申込期間：5月17日（月）～28日（金））
- ・ 大規模施設等への協力要請について、今後、検討

- 特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設の臨時休園・休館の継続
(5月10日(月)～31日(月))

栗林公園、さぬきこどもの国、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館、
瀬戸内海歴史民俗資料館、瀬戸大橋記念館

- その他

- ・ 県立学校の部活動の他校との交流停止

(練習試合・合同練習等)(県内・県外ともに)

(停止期間の延長: 5月10日(月)～31日(月))

- ・ 飲食店感染防止対策認証制度(仮称)創設に向けた抽出調査等を実施

(5月12日(水)頃～)